

令和3年度 旭区民文化センター公募にかかる質問回答書

番号	分類	ページ	項目	質問内容	回答
1	公募要項	8, 9	申請書類	様式3「役員等氏名一覧表」、様式8「賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書」、様式24「5年間の収支及び収支バランス」について応募様式中に見当たらない。	正しい資料をホームページに公開しました。ご確認をお願いします。
2	公募要項	9	申請書類	財産目録の作成がない場合、貸借対照表と損益計算書提出でよろしいか。	ご認識の通りです。
3	公募要項	8, 9	申請書類	応募書類提出時期に会社の決算(令和2年度)が確定しないため、「直近3か年」を前年度を除くその前の直近3か年(令和元年度、平成30年度、平成29年度)としてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
4	提案書類 様式集	45	様式 22-A	様式22-Aで示されている一日当たりの使用料の上限額と、条例に記載されている一日当たりの使用料の上限額が合致しません。文中に特に説明も見当たりませんが、合致していない理由は何でしょうか。	正しい資料に差し替えました(業務の基準9ページ「参考: 利用料金の上限」、提案書類様式集「様式22-A」)。ご確認をお願いします。
5	提案書類 様式集	45	様式 22-A	様式22-Aで示されているホールの一日当たりの使用料の上限額は現行より高い金額となっています。施設がアップグレードされる予定はないかと思いますが、どのような理由で利用料金の上限額が上がっているのでしょうか。	正しい資料に差し替えました(業務の基準9ページ「参考: 利用料金の上限」、提案書類様式集「様式22-A」)。ご確認をお願いします。
6	公募要項	8, 9	申請書類	「(様式3)役員等氏名一覧表」、「(様式なし)法人の登記事項証明書」について、弊社は6月末の株主総会で役員変更の予定がございます。そのため、提出日時点では「(様式3)役員等氏名一覧表」は変更後の役員名を記載できますが、新しい登記完了は7月中旬頃になってしまうため、提出日時点では変更前の「登記事項証明書」になってしまいます。(様式3の内容と登記事項証明書の内容が違う) この場合、役員一覧表を変更後の最新内容で提出し、「登記事項証明書」のみ変更前の内容で一旦提出し、後日新しい「登記事項証明書」を提出(差し替え)でもよろしいでしょうか？ また、それに関係して、申請書類「原本1部」に入れる変更前の「登記事項証明書」は差し替えを前提とする場合は原紙ではなくコピーでの提出でもよろしいでしょうか？	ご認識の通りです。
7	提案書類 様式集	45	様式 22-A	「様式22-A」の表の種別が、旭区民文化センターの施設内容と違うのではないのでしょうか。 また、「※網掛け部分は変更できません」とありますが、施設の時間区分について、午前・午後・夜間の3区分ではなく、さらに分割した区分での提案をする場合は、様式の網掛け部分の時間区分のみ変更してもよろしいでしょうか。(種別や上限額は変更しない)	正しい資料に差し替えました(業務の基準9ページ「参考: 利用料金の上限」、提案書類様式集「様式23-A」)。ご確認をお願いします。 分割した区分での提案については時間区分のみ変更してください。